【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年３月28日
【発行者名】	ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猪股 伸晃
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目７番３号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信 （連絡場所） 東京都千代田区丸の内二丁目７番３号 東京ビルディング
【電話番号】	０３－６７３６－２０００
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＪＦ小型株オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成23年９月28日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正し、また記載事項の一部訂正を行うため本訂正届出書を提出いたします。

２【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】
第１【ファンドの状況】
１【ファンドの性格】
(1) ファンドの目的及び基本的性格
（ニ）ファンドの特色

＜訂正前＞

①（略）

② 銘柄の選定は、ＪＦジャパン・チーム＊1が行う企業取材＊2に基づくボトムアップ・アプローチ＊3方式で行います。

（略）

■ポイント１　ＪＦジャパン・チームによる徹底した企業取材

企業取材のみを行うアナリストは設けず、当ファンドのポートフォリオ・マネジャーを含めたＪＦジャパン・チームのポートフォリオ・マネジャー全員が企業取材を行います。平成22年の企業取材件数実績は、ＪＦジャパン・チームで合計延べ約2,500件＊になります。

＊ 日本を含むＪＦジャパン・チームの各地域のポートフォリオ・マネジャーによる大型株式を含む企業取材件数の合計です。

（以下略）

＜訂正後＞

①（略）

② 銘柄の選定は、ＪＦジャパン・チーム＊1が行う企業取材＊2に基づくボトムアップ・アプローチ＊3方式で行います。

（略）

■ポイント１　ＪＦジャパン・チームによる徹底した企業取材

企業取材のみを行うアナリストは設けず、当ファンドのポートフォリオ・マネジャーを含めたＪＦジャパン・チームのポートフォリオ・マネジャー全員が企業取材を行います。平成23年の企業取材件数実績は、ＪＦジャパン・チームで合計延べ約2,300件＊になります。

＊ 日本を含むＪＦジャパン・チームの各地域のポートフォリオ・マネジャーによる大型株式を含む企業取材件数の合計です。

（以下略）

(3) ファンドの仕組み
（ハ）委託会社の概況

＜訂正前＞

① 資本金 2,218 百万円（平成23年７月末現在）

②～④　（略）

⑤ 大株主の状況（平成23年７月末現在）

（以下略）

＜訂正後＞

① 資本金 2,218 百万円（平成24年１月末現在）

②～④　（略）

⑤ 大株主の状況（平成24年１月末現在）

（以下略）

２【投資方針】

(1) 投資方針

（ハ）企業取材体制

① 企業取材

＜訂正前＞

ＪＦジャパン・チームのポートフォリオ・マネジャーは、年間延べ約2,500件*（平成22年実績）の企業取材を行い、その結果を総合的に分析して、当ファンドの運用に反映させています。

＊ 日本を含むＪＦジャパン・チームの各地域のポートフォリオ・マネジャーによる大型株式を含む企業取材件数の合計です。なお、ＲＥＩＴにかかる企業取材は、その運用会社や投資法人に対して行います。

＜訂正後＞

ＪＦジャパン・チームのポートフォリオ・マネジャーは、年間延べ約2,300件*（平成23年実績）の企業取材を行い、その結果を総合的に分析して、当ファンドの運用に反映させています。

＊ 日本を含むＪＦジャパン・チームの各地域のポートフォリオ・マネジャーによる大型株式を含む企業取材件数の合計です。なお、ＲＥＩＴにかかる企業取材は、その運用会社や投資法人に対して行います。

(3) 運用体制

＜訂正前＞

当ファンドの運用体制は以下のとおりとなります。

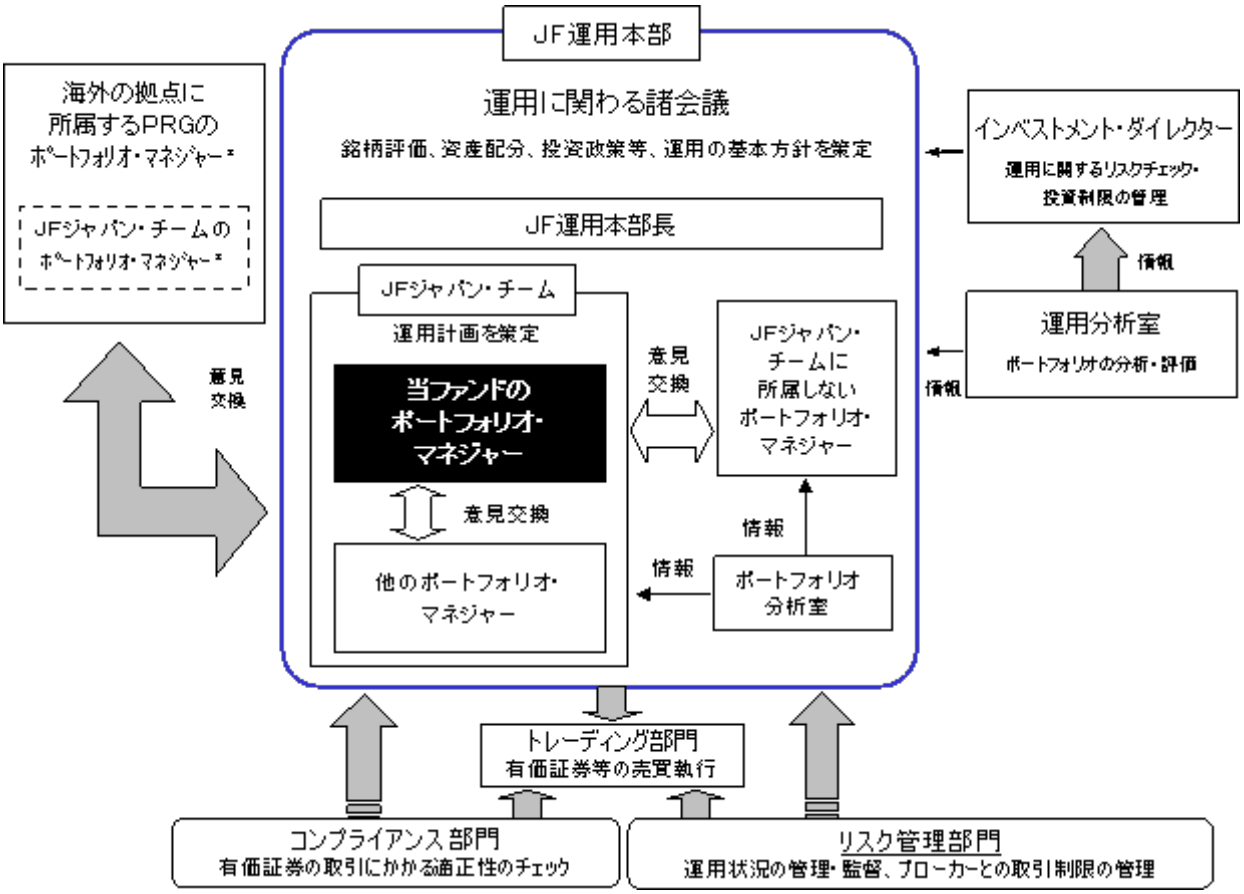

＊「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員である海外の拠点に所属しており、委託会社の所属ではありません。

① ＪＦ運用本部は９名で構成されており、運用に関わる諸会議にて、銘柄評価、資産配分、投資政策等、運用の基本方針を策定します。
②～④（略）
⑤ 運用部門から独立したリスク管理部門は、投資制限の遵守状況をチェックする等運用状況の管理・監督を行い、何らかの理由で特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。また、インベストメント・ダイレクターは、運用に関するリスクのチェックおよび投資制限の管理を行います。
⑥（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成23年６月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。
（以下略）

＜訂正後＞
当ファンドの運用体制は以下のとおりとなります。

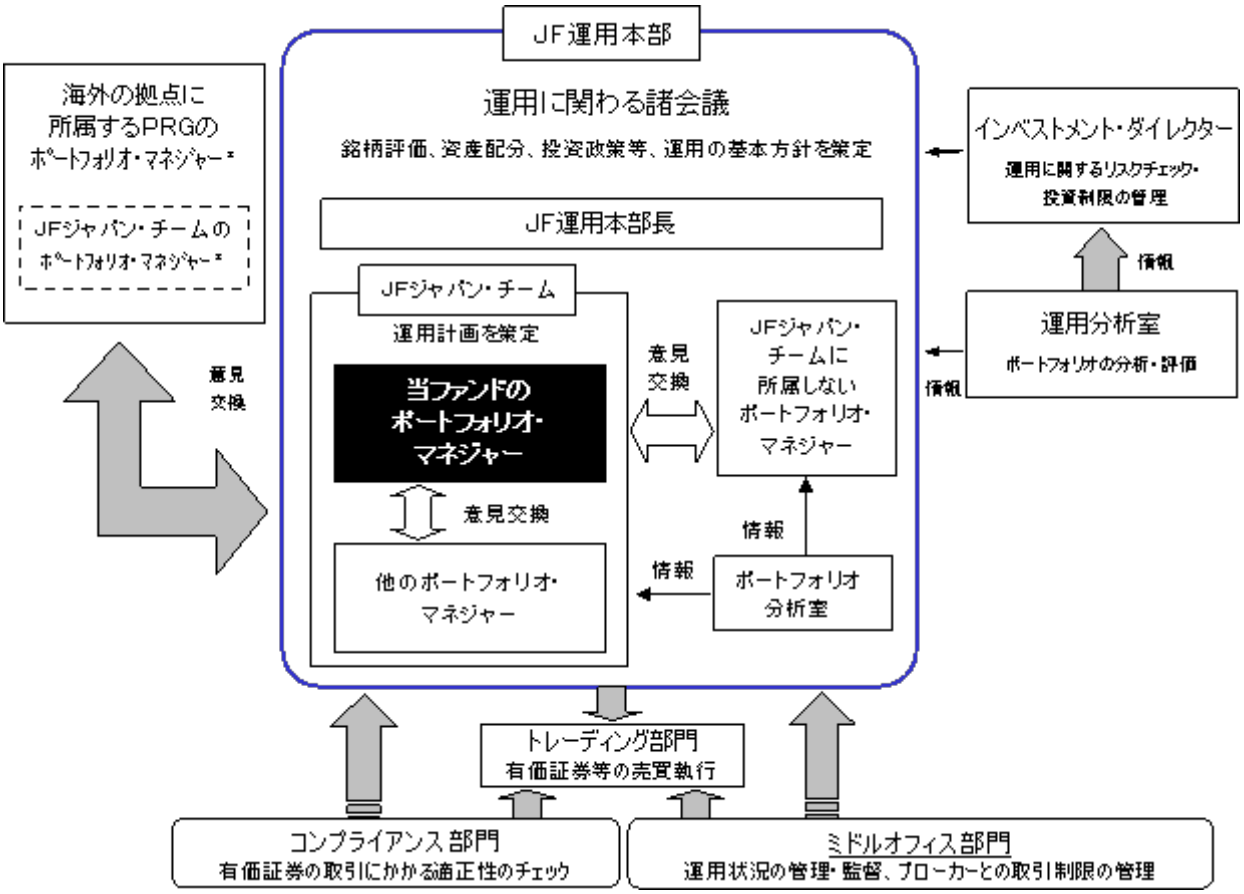

＊「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員である海外の拠点に所属しており、委託会社の所属ではありません。

① ＪＦ運用本部は９名で構成されており、運用に関わる諸会議にて、銘柄評価、資産配分、投資政策等、運用の基本方針を策定します。
②～④（略）
⑤ 運用部門から独立したミドルオフィス部門は、投資制限の遵守状況をチェックする等運用状況の管理・監督を行い、何らかの理由で特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。また、インベストメント・ダイレクターは、運用に関するリスクのチェックおよび投資制限の管理を行います。
⑥（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成24年１月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。
（以下略）

(4) 分配方針

＜訂正前＞

毎計算期間終了時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（詳細については信託約款第43条第１項をご参照ください。）

② 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

（以下略）

＜訂正後＞

毎計算期間終了時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

① 分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（詳細については信託約款第43条第１項をご参照ください。）

なお、分配対象額の範囲には分配準備積立金および収益調整金が含まれます。

② 収益分配金の分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

（以下略）

3 【投資リスク】

(2) 投資リスクに関する管理体制

＜訂正前＞

委託会社では、運用部門から独立した以下の各部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

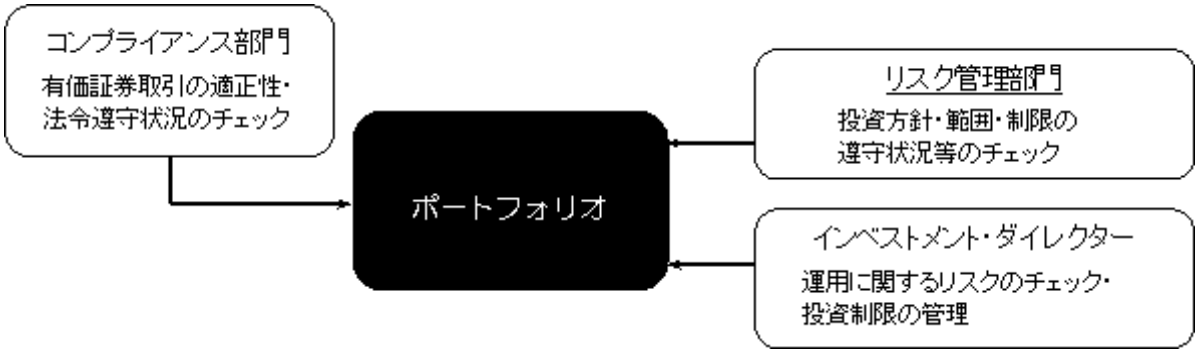

（平成23年６月末現在）

①、②（略）

③ リスク管理部門は、投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況をチェックし、その結果に基づき適切な対応および是正措置を図る等、管理・監督を行います。

＜訂正後＞

委託会社では、運用部門から独立した以下の各部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

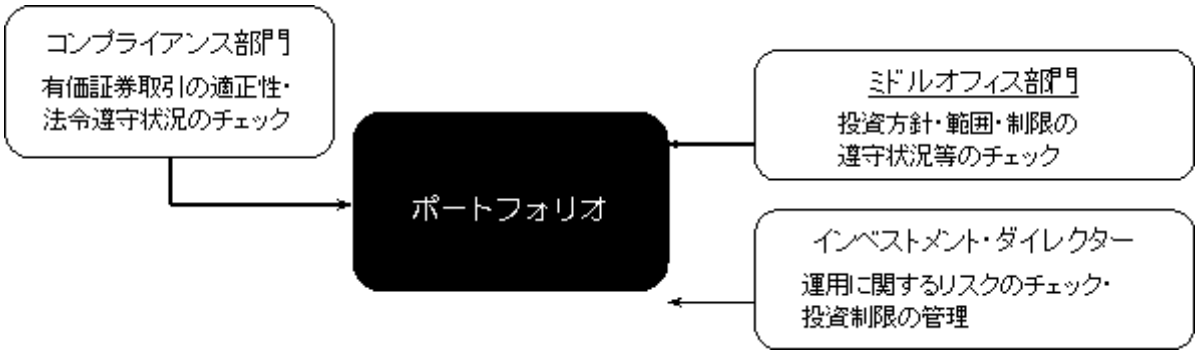

（平成23年12月末現在）

①、②（略）

③ ミドルオフィス部門は、投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況をチェックし、その結果に基づき適切な対応および是正措置を図る等、管理・監督を行います。

4【手数料等及び税金】

(5) 課税上の取扱い

原届出書の第二部ファンド情報 第１ ファンドの状況 ４ 手数料等及び税金（5）課税上の取扱いについて、以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成24年１月末現在成立しているものです。

① 個別元本について

追加型の株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記の「② 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

② 収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 法人、個人別の課税の取扱について

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ)収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10%（所得税７%および地方税３%）*となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。

＊ 平成24年12月31日までの税率です。平成25年１月１日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税３%）、平成26年１月１日からは20.315%（所得税15.315%および地方税５%）となる予定です。

(ロ)一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費*1を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10%（所得税７%および地方税３%）*2となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については 後記(ニ)損益通算について をご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10%（所得税７%および地方税３%）*2の税率で源泉徴収されます。

＊１ 個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。

＊２ 平成24年12月31日までの税率です。平成25年１月１日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税３%）、平成26年１月１日からは20.315%（所得税15.315%および地方税５%）となる予定です。

(ハ)買取請求時

買取価額から取得費を控除した差益は、前記(ロ)一部解約時・償還時と同様の取扱いとなります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記(ニ)損益通算について をご参照ください。）詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(ニ)損益通算について

公募株式投資信託*1（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等*2の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降３年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

＊１ 不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において株式の組入れが可能である投資信託をいいます。

＊２ 上場株式、上場特定株式投資信託（ＥＴＦ）、上場特定不動産投資信託（ＲＥＩＴ）および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは、税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、７%（所得税７%）*の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

また、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金には益金不算入制度が適用されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

買取請求の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

＊ 平成24年12月31日までの税率です。平成25年１月１日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税7.147%）、平成26年１月１日からは15.315%（所得税15.315%）となる予定です。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めいたします。

5【運用状況】

原届出書の第二部ファンド情報 第１ファンドの状況 ５運用状況（１）投資状況、（３）運用実績および（４）設定及び解約の実績ならびに＜参考情報＞について、以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

（１）投資状況

（平成24年１月20日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
株式	日本	1,780,770,800	96.08

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	72,727,085	3.92
合計(純資産総額)		1,853,497,885	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（３）運用実績

① 純資産の推移

平成24年１月20日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	１口当たり純資産額（円）（分配落）	１口当たり純資産額（円）（分配付）
９期	(平成14年７月１日)	7,818	7,818	6,012	6,012
10期	(平成15年６月30日)	4,796	4,796	4,887	4,887
11期	(平成16年６月29日)	9,836	9,836	9,280	9,280
12期	(平成17年６月29日)	8,399	8,399	9,086	9,086
13期	(平成18年６月29日)	11,864	11,864	11,633	11,633
14期	(平成19年６月29日)	11,504	11,504	10,850	10,850
15期	(平成20年６月30日)	5,311	5,311	6,951	6,951
16期	(平成21年６月29日)	2,831	2,831	4,968	4,968
17期	(平成22年６月29日)	2,285	2,285	4,867	4,867
18期	(平成23年６月29日)	2,243	2,243	5,565	5,565
	平成23年１月末日	2,372	―	5,584	―
	平成23年２月末日	2,447	―	5,826	―
	平成23年３月末日	2,249	―	5,397	―
	平成23年４月末日	2,231	―	5,409	―
	平成23年５月末日	2,223	―	5,425	―
	平成23年６月末日	2,270	―	5,611	―
	平成23年７月末日	2,308	―	5,761	―
	平成23年８月末日	2,159	―	5,461	―
	平成23年９月末日	2,091	―	5,378	―
	平成23年10月末日	2,095	―	5,446	―
	平成23年11月末日	1,951	―	5,126	―
	平成23年12月末日	1,929	―	5,142	―
	平成24年１月20日	1,853	―	5,007	―

② 分配の推移

期	１口当たり分配金（円）
９期	0
10期	0
11期	0
12期	0
13期	0
14期	0
15期	0

16期	0
17期	0
18期	0
19期(中間期)	0

③ 収益率の推移

期	収益率（%）
９期	△16.5
10期	△18.7
11期	89.9
12期	△2.1
13期	28.0
14期	△6.7
15期	△35.9
16期	△28.5
17期	△2.0
18期	14.3
19期(中間期)	△8.6

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

（４）設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
９期	27,979	360,054	1,300,551
10期	7,727	326,862	981,416
11期	293,756	215,227	1,059,945
12期	459,250	594,846	924,349
13期	745,040	649,435	1,019,954
14期	284,259	243,880	1,060,333
15期	93,094	389,278	764,149
16期	31,311	225,434	570,026
17期	41,120	141,465	469,681
18期	4,792	71,238	403,235
19期(中間期)	5,430	33,345	375,320

（注）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ(http://www.jpmorganasset.co.jp)、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2012年１月20日	設定日	1993年７月30日
純資産総額	18億円	決算回数	年１回

基準価額・純資産の推移

＊基準価額(税引前分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして算出した価額です。
＊基準価額(税引前分配金再投資)は、１口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
14期	2007年６月	0
15期	2008年６月	0
16期	2009年６月	0
17期	2010年６月	0
18期	2011年６月	0
	設定来累計	5,680

＊分配金は税引前１口当たりの金額です。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	投資比率※
1	サイバーエージェント	サービス業	4.0%
2	エムスリー	サービス業	3.6%
3	エフピコ	化学	3.0%
4	ＴＢＫ	輸送用機器	2.6%
5	大和工業	鉄鋼	2.5%
6	アーネストワン	不動産業	2.4%
7	グリー	情報・通信業	2.4%
8	ＴＰＲ	機械	2.2%
9	フジシールインターナショナル	その他製品	2.1%
10	オートバックスセブン	卸売業	2.1%

業種別構成状況

業種	投資比率※
小売業	12.7%
サービス業	12.1%
機械	10.7%
輸送用機器	9.5%
化学	9.0%
その他	42.1%

年間収益率の推移

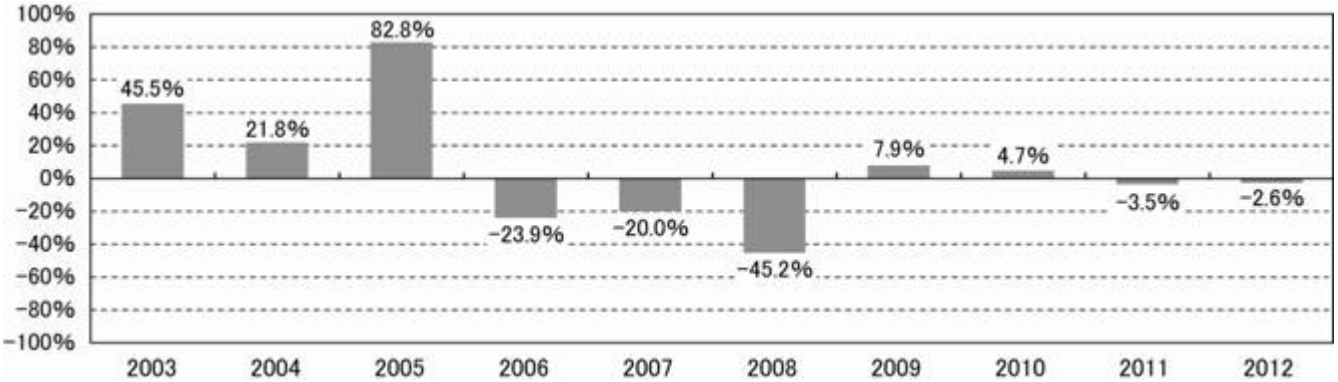

＊年間収益率(%)＝{(年末営業日の基準価額＋その年に支払われた収益分配金(税引前))÷前年末営業日の基準価額－１}×100
＊2012年の年間収益率は前年末営業日から2012年１月20日までのものです。
＊当ページにおける「ファンド」は、ＪＦ小型株オープンです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

※ファンドの純資産総額に対する投資比率です。

第３【ファンドの経理状況】

原届出書の第二部ファンド情報 第３ファンドの経理状況 １財務諸表について、以下の中間財務諸表に関する事項が追加されます。

＜追加＞

１． 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の３および第57条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２． 当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当中間計算期間（平成23年６月30日から平成23年12月29日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表
【ＪＦ小型株オープン】
（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	当中間計算期間末 (平成23年12月29日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	45,486,727
株式	1,861,804,600
未収入金	24,565,262
未収配当金	1,739,800
未収利息	62
流動資産合計	1,933,596,451
資産合計	1,933,596,451
負債の部	
流動負債	
未払金	12,432,611
未払受託者報酬	1,099,591
未払委託者報酬	10,226,059
その他未払費用	219,849
流動負債合計	23,978,110
負債合計	23,978,110
純資産の部	
元本等	
元本	※1 3,753,200,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	※2 △1,843,581,659
（分配準備積立金）	64,544,161
元本等合計	1,909,618,341
純資産合計	1,909,618,341
負債純資産合計	1,933,596,451

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 (自　平成23年６月30日 至　平成23年12月29日)
営業収益	
受取配当金	15,073,920
受取利息	42,706
有価証券売買等損益	△190,282,498
営業収益合計	△175,165,872
営業費用	
受託者報酬	1,099,591
委託者報酬	10,226,059
その他費用	219,849
営業費用合計	11,545,499
営業損失（△）	△186,711,371
経常損失（△）	△186,711,371
中間純損失（△）	△186,711,371
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△8,536,195
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,788,413,248
剰余金増加額又は欠損金減少額	147,894,859
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	147,894,859
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,888,094
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,888,094
分配金	―
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△1,843,581,659

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	当中間財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 中間計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における中間計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（追加情報）

当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月４日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月４日）を適用しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 (平成23年12月29日現在)
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額	
期首元本額	4,032,350,000円
期中追加設定元本額	54,300,000円
期中一部解約元本額	333,450,000円
※２元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,843,581,659円であります。
※３受益権の総数	375,320口
１口当たりの純資産額	5,088円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

	当中間計算期間末
１．中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	中間貸借対照表計上額は当中間計算期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

＜訂正前＞

① 資本金の額（平成23年７月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

②（略）

③ 投資運用の意思決定機構

（イ）、（ロ）（略）

（ハ）前記（イ）および（ロ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部の運用商品部が為替ヘッジの為の投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成23年６月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜訂正後＞

① 資本金の額（平成24年１月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

②（略）

③ 投資運用の意思決定機構

（イ）、（ロ）（略）

（ハ）前記（イ）および（ロ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジの為の投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成24年３月１日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

＜訂正前＞

（略）

平成23年７月末現在、委託会社が設定・運用している追加型証券投資信託は124本、単位型証券投資信託は１本、親投資信託は59本を数え、販売は100社余りの金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）および登録金融機関を通じて行っています。運用している証券投資信託の合計純資産総額は11,646億円（ただし、親投資信託を除きます。）です。

＜訂正後＞

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成24年１月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ。)。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	64	367,472
公募単位型株式投資信託	3	66,069
公募追加型債券投資信託	1	373,379
公募単位型債券投資信託	―	―
私募投資信託	58	340,625
総合計	126	1,147,545
親投資信託	58	―

（注）百万円未満は四捨五入

３【委託会社等の経理状況】

＜訂正前＞

１．委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、第20期事業年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて、第21期事業年度（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第２条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第20期事業年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）の財務諸表及び第21期事業年度（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

＜訂正後＞

１．委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、第20期事業年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて、第21期事業年度（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第２条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第20期事業年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）の財務諸表及び第21期事業年度（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第22期中間会計期間（平成23年４月１日から平成23年９月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

原届出書の第三部 委託会社等の情報 第１ 委託会社等の概況 ３ 委託会社等の経理状況について、以下の中間財務諸表が追加されます。

＜追加＞

次へ

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第22期中間会計期間末 （平成23年９月30日）		
資産の部				
区分	注記番号	内訳	金額	構成比
		（千円）	（千円）	（%）
流動資産				
現金及び預金			3,081,546	
有価証券			6,206,530	
前払費用			55,959	
未収入金			149,858	
未収委託者報酬			1,358,335	
未収収益			2,163,674	
繰延税金資産			494,050	
その他			109,324	
流動資産計			13,619,281	85.0
固定資産				
投資その他の資産			2,399,762	
投資有価証券		1,979,500		
敷金保証金		39,682		
繰延税金資産		347,460		
その他		33,119		
固定資産計			2,399,762	15.0
資産合計			16,019,043	100.0

		第22期中間会計期間末 （平成23年９月30日）		
負債の部				
区分	注記番号	内訳	金額	構成比
		（千円）	（千円）	（%）
流動負債				
預り金			84,459	
未払金			1,653,909	
未払収益分配金		1,430		
未払償還金		1,186		
未払手数料		522,231		
その他未払金	※１	1,129,060		
未払費用			966,772	
未払法人税等			23,362	
賞与引当金			745,546	
事務所賃貸借契約引当金			123,877	
その他			7,956	
流動負債計			3,605,883	22.5
固定負債				
賞与引当金			517,071	
役員賞与引当金			77,162	
退職給付引当金			29,523	
事務所賃貸借契約引当金			193,670	
固定負債計			817,427	5.1
負債合計			4,423,311	27.6

		第22期中間会計期間末 （平成23年９月30日）		
純資産の部				
区分	注記番号	内訳	金額	構成比
		（千円）	（千円）	（％）
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			8,399,163	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		8,365,487		
株主資本計			11,617,163	72.5
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			△ 21,431	
評価・換算差額等計			△ 21,431	△ 0.1
純資産合計			11,595,731	72.4
負債・純資産合計			16,019,043	100.0

(2) 中間損益計算書

		第22期中間会計期間 （自平成23年４月１日 至平成23年９月30日）		
区分	注記番号	内訳	金額	百分比
		（千円）	（千円）	（%）
営業収益				
委託者報酬			4,449,903	
運用受託報酬			2,828,078	
その他			836,095	
営業収益計			8,114,077	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			3,819,879	
支払手数料		1,764,331		
調査費		1,705,048		
その他営業費用		350,500		
一般管理費			4,564,185	
営業費用・一般管理費計			8,384,065	103.3
営業損失			△ 269,987	△ 3.3
営業外収益	※１	191,120		
営業外収益計			191,120	2.3
営業外費用	※２	49,728		
営業外費用計			49,728	0.6
経常損失			△ 128,595	△ 1.6
特別損失	※３	53,158		
特別損失計			53,158	0.7
税引前中間純損失			△ 181,754	△ 2.3
法人税、住民税及び事業税			5,775	0.1
法人税等調整額			△ 85,082	△ 1.1
中間純損失			△ 102,446	△ 1.3

(3) 中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	第22期中間会計期間 （自平成23年４月１日 至平成23年９月30日）
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,218,000
当中間期末残高	2,218,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,000,000
当中間期末残高	1,000,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	33,676
当中間期末残高	33,676
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	8,467,933
当中間期変動額	
中間純損失	△102,446
当中間期変動額合計	△102,446
当中間期末残高	8,365,487
株主資本合計	
当期首残高	11,719,609
当中間期変動額	
中間純損失	△102,446
当中間期変動額合計	△102,446
当中間期末残高	11,617,163
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	46,644
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△68,076
当中間期変動額合計	△68,076
当中間期末残高	△21,431
評価・換算差額等合計	
当期首残高	46,644
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△68,076
当中間期変動額合計	△68,076
当中間期末残高	△21,431
純資産合計	
当期首残高	11,766,254
当中間期変動額	
中間純損失	△102,446
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△68,076
当中間期変動額合計	△170,522
当中間期末残高	11,595,731

重要な会計方針

項目	第22期中間会計期間 （自平成23年４月１日 至平成23年９月30日）
１．資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) デリバティブ 時価法を採用しております。
２．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

項目	第22期中間会計期間 （自平成23年４月１日 至平成23年９月30日）
	(4) 事務所賃貸借契約引当金 事業拡充の見込により結んでいた事務所面積拡張の賃貸借契約について第三者へ転貸する計画に変更したことにより、将来契約期間に亘る当該支払賃借料と第三者との転貸借契約から得られる事務所賃料収入の見込額に基づき引当金を計上しております。 （会計上の見積りの変更） 当中間会計期間において、転貸計画が進捗しなかったことにより、転貸の開始予定時期を見直し、引当金の計上額を将来にわたり変更しております。 これにより、当中間会計期間の特別損失が53,158千円増加し、税引前中間純損失が同額増加しております。
３．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月４日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第22期中間会計期間末 （平成23年９月30日）
※１ 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第22期中間会計期間 （自平成23年４月１日 至平成23年９月30日）
※１ 営業外収益のうち主要なもの （千円） 為替差益 70,762 デリバティブ利益 94,744 ※２ 営業外費用のうち主要なもの （千円） デリバティブ評価損 42,640 ※３ 特別損失のうち主要なもの （千円） 事務所賃貸借契約引当金繰入額 53,158

（中間株主資本等変動計算書関係）

第22期中間会計期間（自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	－	－	56,265
合計	56,265	－	－	56,265

（リース取引関係）

第22期中間会計期間 （自平成23年４月１日 至平成23年９月30日）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。 １年以内 524,245 千円 １年超 1,810,903 千円 合計 2,335,149 千円

（金融商品関係）

第22期中間会計期間末（平成23年９月30日）

金融商品の時価等に関する事項

① 平成23年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、質的重要性の高いデリバティブ取引を除き、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,081,546	3,081,546	―
(2) 有価証券	6,206,530	6,206,530	―
(3) 未収委託者報酬	1,358,335	1,358,335	―
(4) 未収収益	2,163,674	2,163,674	―
(5) 投資有価証券	1,979,500	1,979,500	―
資産計	14,789,587	14,789,587	―
(1) 未払手数料	522,231	522,231	―
(2) その他未払金	1,129,060	1,129,060	―
(3) 未払費用	966,772	966,772	―
(4) デリバティブ取引	7,956	7,956	―
負債計	2,626,020	2,626,020	―

（注１）金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) デリバティブ取引

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

② 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（有価証券関係）

第22期中間会計期間末（平成23年９月30日）

１．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	1,524,320	1,465,635	58,685
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他 投資信託	455,180	550,000	△ 94,820
合計		1,979,500	2,015,635	△ 36,135

（注）有価証券（中間貸借対照表計上額 6,206,530千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第22期中間会計期間末（平成23年９月30日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

（単位：千円）

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち１年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 売建	385,944	－	393,900	△ 7,956

（注）時価の算定方法

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

（セグメント情報等）

関連情報

第22期中間会計期間（自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任及び投資助言業務	その他	合計
外部顧客への売上高	4,449,903	2,828,078	836,095	8,114,077

２．地域ごとの情報

営業収益　（単位：千円）

日本	その他	合計
6,514,238	1,599,839	8,114,077

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（１株当たり情報）

第22期中間会計期間 （自平成23年４月１日 至平成23年９月30日）
１株当たり純資産額　206,091円38銭 １株当たり中間純損失金額　1,820円78銭 なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、１株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たりの中間純損失の算定上の基礎 中間損益計算書上の中間純損失　102,446千円 普通株主に帰属しない金額　－ 普通株式に係る中間純損失　102,446千円 普通株式の期中平均株式数　56,265株

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の第三部委託会社等の情報 第２その他の関係法人の概況 １名称、資本金の額及び事業の内容
（１）受託会社および（２）販売会社について、以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正＞

(1) 受託会社

① 名　称　みずほ信託銀行株式会社

② 資本金の額 247,369百万円（平成23年９月末現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名　　称 ：資産管理サービス信託銀行株式会社

事業の内容 ：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名　称	資本金の額 （平成23年９月末現在）	事業の内容
1	藍澤証券株式会社	8,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	同上
3	株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	同上
4	いちよし証券株式会社	14,577百万円	同上
5	岩井証券株式会社＊1	3,000百万円	同上
6	岡三証券株式会社	5,000百万円	同上
7	ばんせい証券株式会社	1,558百万円	同上
8	コスモ証券株式会社	13,500百万円	同上
9	リーディング証券株式会社	1,670百万円	同上
10	みずほ証券株式会社	125,167百万円	同上
11	高木証券株式会社	11,069百万円	同上
12	楽天証券株式会社	7,495百万円	同上
13	東海東京証券株式会社	6,000百万円	同上
14	西日本シティＴＴ証券株式会社	1,575百万円	同上

	名　称	資本金の額 （平成23年９月末現在）	事業の内容
15	マネックス証券株式会社	7,425百万円	同上
16	かざか証券株式会社	3,000百万円	同上
17	浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307百万円	同上
18	前田証券株式会社	2,198百万円	同上
19	みずほインベスターズ証券株式会社	80,288百万円	同上
20	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円 （平成23年11月24日現在）	同上
21	ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	27,270百万円	同上
22	ワイエム証券株式会社	1,270百万円	同上
23	株式会社あおぞら銀行	419,781百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
24	中央三井信託銀行株式会社 ＊2	399,697百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
25	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,711,958百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

＊１　岩井証券は、新規募集以外の取扱いをしております。
＊２　関係当局の認可等を前提に、平成24年４月１日付けで合併により「三井住友信託銀行株式会社」となる予定です。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年２月22日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会　御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＪＦ小型株オープンの平成23年６月30日から平成23年12月29日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＪＦ小型株オープンの平成23年12月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年６月30日から平成23年12月29日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．中間財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月15日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会　御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（平成23年４月１日から平成23年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成23年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年４月１日から平成23年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。